

京都市告示第 536 号

京都市国際交流会館の指定管理者である公益財団法人京都市国際交流協会から、京都市国際交流会館条例第 4 条の規定に基づき、臨時休館の申請があったため、これを承認し、次のとおり京都市国際交流会館を臨時に休館します。

平成 27 年 2 月 3 日

京都市長 門川 大作

臨時休館する日 平成 27 年 2 月 17 日（火）

（理由）全館設備メンテナンスを行うため

（総合企画局国際化推進室）